

◎新潟県告示第595号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成28年4月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 ミツワ興業株式会社 代表取締役 吉原 博
- 3 主たる営業所の所在地 長岡市下条町字清水田1188
- 4 許可番号 新潟県知事（般-24）第6272号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けるもの
 - (注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。
 - (注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
 - (注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。
 - (注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 停止を命ずる期間 平成28年5月6日から平成28年5月8日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実

平成25年7月29日、新潟市中央区旭町通1番町754番地所在の新潟大学医歯学総合病院外来棟等とりこわし
その他工事現場において、移動式クレーンのフックに玉掛けをしてつり上げた鋼矢板を仮置き場に移動させる作業を行っていたところ、玉掛けが外れて鋼矢板が落下し、労働者が下敷きとなり死亡する事故が発生した。
この件について、危険を防止するための措置を講じなかったとして、平成28年1月18日新潟簡易裁判所からミツワ興業株式会社及び同社従業員が労働安全衛生法違反、同社従業員が業務上過失致死により、それぞれ罰金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。
このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。